

# 省エネコミュニケーション・ランキング制度の 運用及びガイドラインの見直しについて

2023年2月24日

# 1. 背景

## 2. 指針の改正案

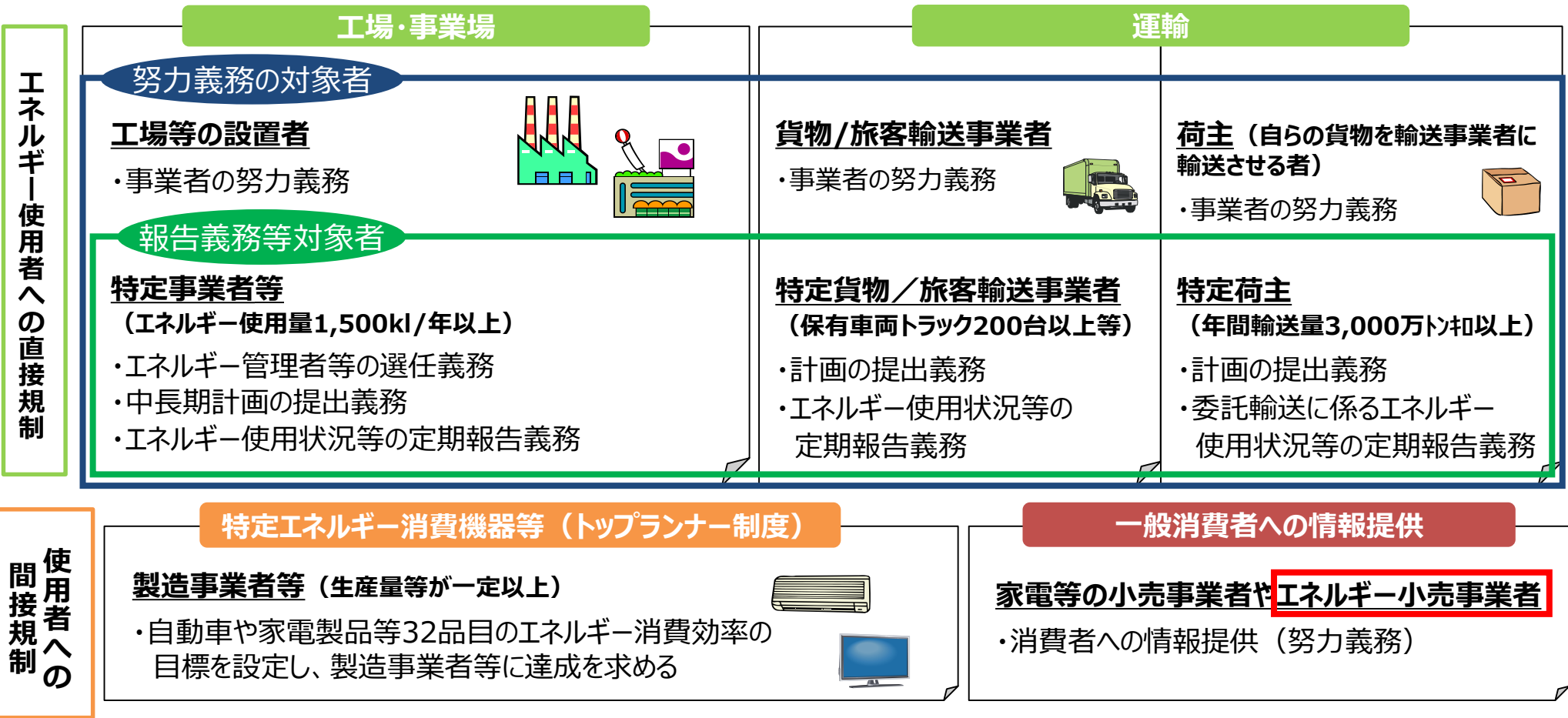
## 3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案

## 4. ガイドラインの見直し

## 5. 今後の検討課題／スケジュール

# 1-1. エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）の概要

- 省エネ法では、工場等の設置者、輸送事業者・荷主に対し、省エネ取組を実施する際の目安となるべき判断基準（設備管理の基準やエネルギー消費効率改善の目標（年1%）等）を示すとともに、一定規模以上の事業者にはエネルギーの使用状況等を報告させ、取組が不十分な場合には指導・助言や合理化計画の作成指示等を行う。
- また、特定エネルギー消費機器等（自動車・家電製品等）の製造事業者等<sup>注</sup>に対し、機器のエネルギー消費効率の目標を示して達成を求めるとともに、効率向上が不十分な場合には勧告等を行う。注）生産量等が一定以上の者



# 1 - 2. 改正省エネ法の概要

## ① エネルギーの使用の合理化の対象範囲の拡大【エネルギーの定義の見直し】

- 省エネ法の「エネルギー」の定義を拡大し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用の合理化を求める枠組みに見直す。
- 電気の一次エネルギー換算係数は、全国一律の全電源平均係数を基本とする。

## ② 非化石エネルギーへの転換に関する措置【新設】

- 特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換の目標に関する中長期計画及び非化石エネルギー使用状況等の定期の報告を求める。
- 電気事業者から調達した電気の評価は、小売電気事業者（メニュー）別の非化石電源比率を反映する。

## ③ 電気の需要の最適化に関する措置【電気需要平準化の見直し】

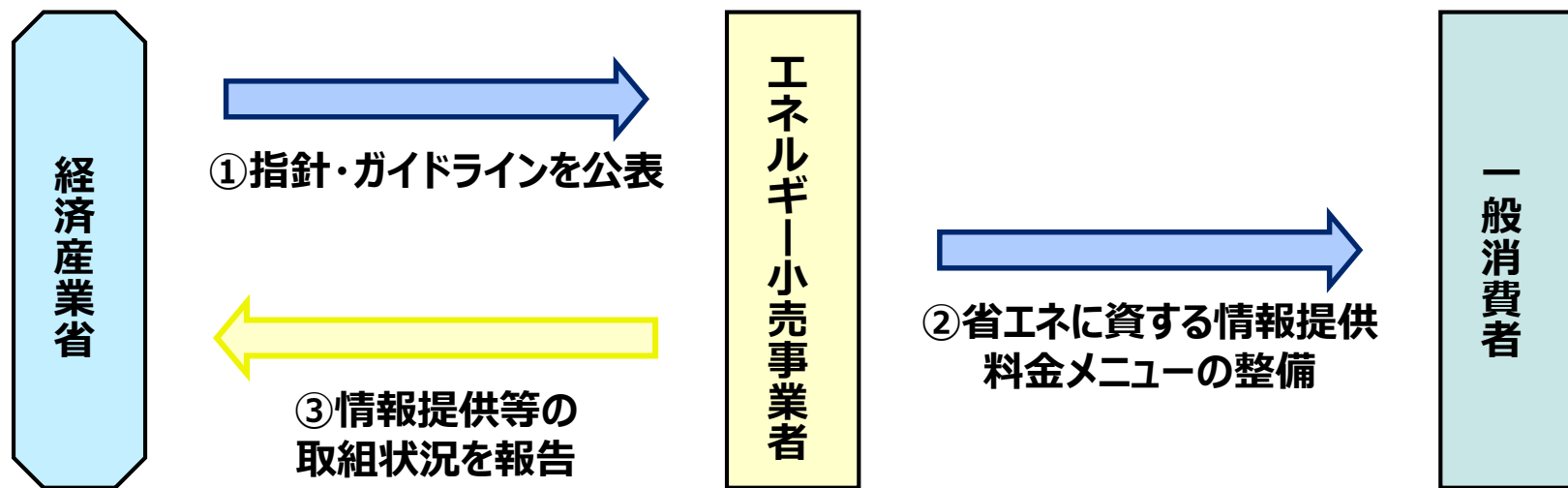
- 電気の需給状況に応じた「上げDR」・「下げDR」促進のための電気の一次エネルギー換算係数の設定等により、再エネ出力制御時への需要シフトや需給逼迫時の需要減少を促す枠組みを構築。
- 電気事業者に対し、電気需要最適化に資する料金体系等の整備を促す枠組みを構築。（現行の需要平準化に資する料金体系の整備に関する計画の作成等の義務の見直し）
- 電気消費機器（トップランナー機器）への電気需要最適化に係る性能の向上の努力義務（現行の需要平準化に資する性能の向上の見直し）

→ これらを踏まえ、法律名を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に見直し。（令和4年5月13日 第208回通常国会で成立）

# 1 - 3. 家庭部門に対する省エネ取組の促進

- 省エネコミュニケーション・ランキング制度は、一般消費者の省エネ取組を促進することを目的とし、エネルギー小売事業者が行う省エネに関する一般消費者向けの情報提供やサービスの充実度について評価・公表する制度。
- 国は、情報提供をすべき内容等を一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者が講ずべき措置に関する指針（以下「指針」）やエネルギー小売事業者の省エネガイドライン（以下「ガイドライン」）で示し、省エネコミュニケーション・ランキング制度を運用。

## 【制度スキーム】



④ エネルギー供給事業者の  
取組を評価・公表

省エネコミュニケーション・ランキング制度

1. 背景

2. 指針の改正案

3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案

4. ガイドラインの見直し

5. 今後の検討課題／スケジュール

## 2-1. 家庭部門における省エネ等の取組強化に向けて

- 2022年5月、省エネ法を改正し、需要側の非化石エネルギーへの転換やデマンド・リスポンス（DR）に関する制度を構築。
- また、エネルギー価格の高騰を踏まえ、小売電気事業者等が実施する節電プログラムへの参加や実行に対しての特典付与に対する支援等の行動変容を促す施策を実施。

### エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律

#### （一般消費者への情報の提供）

第百六十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供するよう努めなければならない。

2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る電気の需要の最適化に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（電気の需要の最適化に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の電気の需要の最適化に係る機能の表示その他一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

## 2-2. 非化石エネルギー、電気の需要の最適化に資する電力メニューの提供状況

- 小売電気事業者が需要家に非化石エネルギーへの転換や電気の需要の最適化を促すための取組状況を把握するため、「非化石エネルギーによる電力メニュー※1」と「電気の需要の最適化に資する電力メニュー※2」の提供状況について調査を実施。
- 対象事業者80者のうち、40者（50%）が非化石エネルギーによる電力メニューを、32者（40%）が電気の需要の最適化に資する電力メニューを提供。

※1：再生可能エネルギー比率が100%の電力メニュー

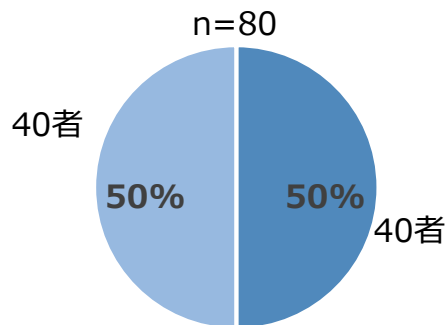
※2：卸電力市場連動型の電気料金メニュー及び対象日時における節電及び需要の創出量に応じたインセンティブを付与する節電プログラム

調査対象：80者（以下の要件を満たす事業者）

- ・ 省エネコミュニケーション・ランキング制度の2022年度評価において★3以上を獲得した事業者若しくは★2以下で契約件数30万件超の事業者、又はエネルギー供給構造高度化法の報告対象事業者
- ・ 低圧電力を供給している事業者

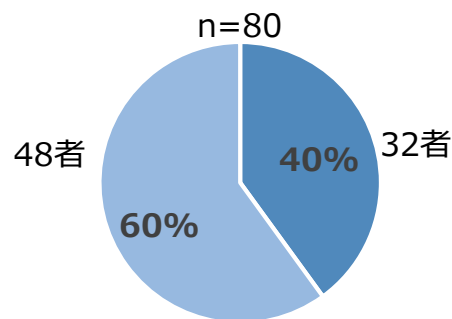
調査方法：デスクトップ調査（2023年2月1日時点）

【非化石エネルギーによる電力メニューを提供している事業者の割合】



■ 再エネメニューの提供あり ■ 再エネメニューの提供なし

【電気の需要の最適化に資する電力メニューを提供している事業者の割合】



■ DRメニューの提供あり ■ DRメニューの提供なし



## 2-3. 指針改正案

- 省エネ法の改正を踏まえて、指針に以下の内容を追加してはどうか。
  - ✓ 非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供（電源構成の状況、環境価値を有するエネルギー料金メニューに関する情報等）
  - ✓ 電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供（DRメニュー、節電プログラムに関する情報等）
- また、一般消費者の省エネに向けた更なる取組を促すために、以下の内容を改正してはどうか。
  - ✓ 指針1.（5）に「一般消費者の行動変容を促す情報」に関する記載

# 【参考】改正省エネ法（新旧対照表）

## 改正省エネ法（令和5年4月1日施行）

（一般消費者への情報の提供）

**第百六十五条** 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換**につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行う**エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換**に資する情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う**電気の需要の最適化**に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る**電気の需要の最適化**に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（**電気の需要の最適化**に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の**電気の需要の最適化**に係る機能の表示その他一般消費者が行う**電気の需要の最適化**に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

## 現行省エネ法

（一般消費者への情報の提供）

**第百六十一条** 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者、エネルギー消費機器等及び熱損失防止建築材料の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う**エネルギーの使用の合理化**につき協力を行うことができる事業者は、消費者のエネルギーの使用 状況に関する通知、エネルギー消費性能等の表示、熱損失防止建築材料の熱の損失の防止のための性能の表示その他一般消費者が行う**エネルギーの使用の合理化**に資する情報を提供するよう努めなければならない。

- 2 建築物の販売又は賃貸の事業を行う者、電気を消費する機械器具の小売の事業を行う者その他その事業活動を通じて一般消費者が行う**電気の需要の平準化**に資する措置につき協力を行うことができる事業者は、建築物に設ける電気を消費する機械器具に係る**電気の需要の平準化**に資する電気の利用のために建築物に必要とされる性能の表示、電気を消費する機械器具（**電気の需要の平準化**に資するための機能を付加することが技術的及び経済的に可能なものに限る。）の**電気の需要の平準化**に係る機能の表示その他一般消費者が行う**電気の需要の平準化**に資する措置の実施に資する情報を提供するよう努めなければならない。

## 2-4. 指針の改正案

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。
  - (1) 一般消費者の毎月のエネルギーの使用量の前年同月値に関する情報の提供
  - (2) 一般消費者の過去一年間の月別のエネルギーの使用量及び使用料金に関する情報の提供
  - (3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等の提供
  - (4) エネルギーの使用の合理化に資する機械器具につき、エネルギーの消費量との対比における当該機械器具の性能、当該機械器具の普及促進のための助成制度等に関する情報の提供
  - (5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、他の家庭とのエネルギー使用量の比較等に関する情報を提供しよう努めるものとする。
3. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、1及び2に掲げる情報を集約した上で一般消費者へ提供しよう努めるものとする。
4. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供しよう努めるものとする。
5. 電気事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）は、可能な範囲内で、電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供しよう努めるものとする。
6. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。
  - (1) 小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (2) ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者であって、同法第十四条第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。
  - (3) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第六条に規定する液化石油ガス販売事業者であって、液化石油ガスの販売契約に係る件数が三十万件を超えるもの。

# 【参考】指針の新旧対照表

## 改正案

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。  
(1)～(4) (略)  
(5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. (略)
3. (略)
4. エネルギー供給事業者は、可能な範囲内で、非化石エネルギーへの転換に資する情報を一般消費者へ提供しよう努めるものとする。
5. 電気事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）は、可能な範囲内で、電気を使用する者の一定の時間ごとの電気の使用量の推移、電気の需要の最適化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供しよう努めるものとする。
6. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。  
(1) 小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。  
(2)～(3) (略)

## 現行

1. 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者（以下「エネルギー供給事業者」という。）は、可能な範囲内で、次に掲げる一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報を提供しよう努めなければならない。  
(1)～(4) (略)  
(5) 前各号及び2に掲げるもののほか、契約又は住居形態別のエネルギー使用量の目安等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供
2. (略)
3. (略)
4. エネルギー供給事業者のうち、次のいずれかに該当するものは、一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供の実施状況について、毎年、公表するように努めなければならない。  
(1) 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であって、同法第二条の十三第一項に規定する小売供給契約に係る件数が三十万件を超えるもの。  
(2)～(3) (略)

1. 背景

2. 指針の改正案

**3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案**

4. ガイドラインの見直し

5. 今後の検討課題／スケジュール

## 3-1. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案

- 指針の改正案及び2022年度の運用結果を踏まえ、省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用に関し、主に以下の点を改正してはどうか。

### <指針改正案を踏まえた改正箇所>

#### ①評価項目と配点の変更

⇒ 非化石転換、電気需要最適化の評価項目や配点に関する改正

#### ②様式の変更

⇒ 非化石転換、電気需要最適化を評価するための様式の改正

### <2022年度の運用結果を踏まえた改正箇所>

#### ③評価結果の公表

⇒ 評価結果の公表における事業者の意向確認の改正

#### ④ベストプラクティスの選定

⇒ 2022年度の運用結果を踏まえたベストプラクティス集の選定と公表

## 3 - 2. 評価項目と配点の変更（改正箇所①）

- 指針の改正を踏まえ、評価項目及び配点を以下のように改正してはどうか。
  - ✓ 情報提供内容の加点部分において、追加項目1.として「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を追加。
  - ✓ 同じく情報提供内容の加点部分において、追加項目4.として現行の「電力需給状況に応じたエネルギー消費（デマンドレスポンス等）を促す情報」を「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」に改正。
  - ✓ 満点は140点から145点（基礎点：90点、加点：55点）に改正。

## 【参考】非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供について（改正箇所①）

- 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューとして、一部の小売電気事業者は、再生可能エネルギー比率100%の料金メニュー等を提供。

### ■ SBパワー

「自然でんき」は、  
再生可能エネルギー比率 実質 100%  
CO<sub>2</sub> 排出量 実質 ゼロで  
かんたんに環境保全に貢献できる！



再生可能エネルギー比率実質100%とは？

自然でんきは、太陽光発電や風力発電などの「CO<sub>2</sub>(二酸化炭素)を排出しない環境的な価値」を持っている非化石証書の仕組みを利用して、実質的に再生可能エネルギー比率100%、CO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを実現しています。

・ 実際にお客さまへ供給する電気が再生可能エネルギーであることを保証するものではありません。

(出典：SBパワーHP)  
<https://www.softbank.jp/energy/special/shizen-denki/>



## 【参考】非化石エネルギーへの転換に資するサービスの提供について（改正箇所①）

- 一部の小売電気事業者は、需要家が負担する初期費用が無く、毎月定額料金を支払うことで、太陽光発電の電気を使用できる「家庭向け太陽光発電設備の第3者所有モデルサービス」等を提供。

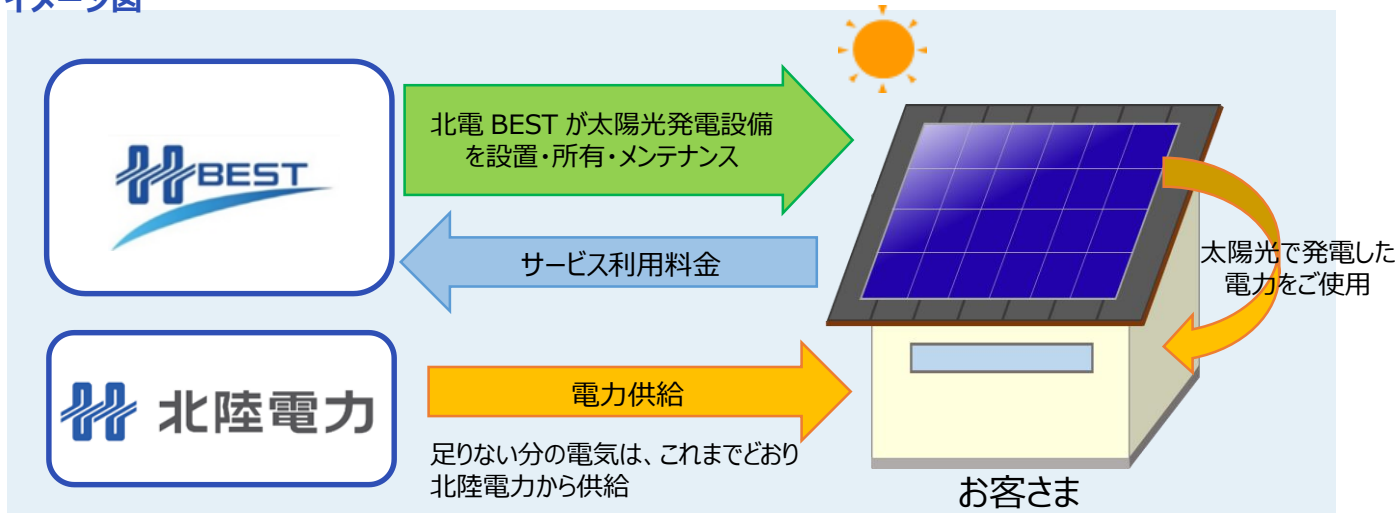
※非化石エネルギーへの転換に資するサービスとは、エネルギー供給事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供している場合が対象。単に、太陽光発電設備等の非化石エネルギーの利用技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。

### ■ 北陸電力：家庭向け太陽光発電設備の第3者所有モデルサービス

グループ会社の北電BESTが需要家の住宅の屋根に太陽光発電設備を設置し、設備を所有。需要家が定額料金を毎月支払うことで、初期費用ゼロで設置された太陽光発電の電気を使用することが可能な太陽光発電設備の導入支援サービス。

太陽光発電設備の電力のみでは足りなかった場合は、従来通り北陸電力が電力を供給。

イメージ図



## 【参考】一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報について（改正箇所①）

- 一部の小売電気事業者は、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報として、デマンドレスポンス料金メニューや節電プログラムの提供、電力需給状況に応じたエネルギー消費を促す情報等を提供。

### ■ 小売電気事業者の取組事例

#### 【電気料金メニュー】

- ✓ 指定した日時の電気料金の割引契約の提供（上げDRの促進）
- ✓ デマンドレスポンスプログラムへの参加の実績に応じて電気料金を割り引くメニューの提供
- ✓ 卸電力市場連動型の電気料金メニュー（ダイナミックプライシング）の提供

#### 【その他のサービス】

- ✓ 対象日時における節電及び需要の創出量に応じたショッピングポイントの付与
- ✓ スポット市場価格の上昇に応じて、需要家にデマンドレスポンスを依頼し、成果報酬を支払い
- ✓ 電力需給逼迫時の需要抑制に対し、報酬を支払い

#### 【参考】その他の取組

- ✓ 電力需給逼迫時の節電行動の呼びかけをメールを通じて実施
- ✓ 夏場の節電キャンペーンの実施（外出の促進）

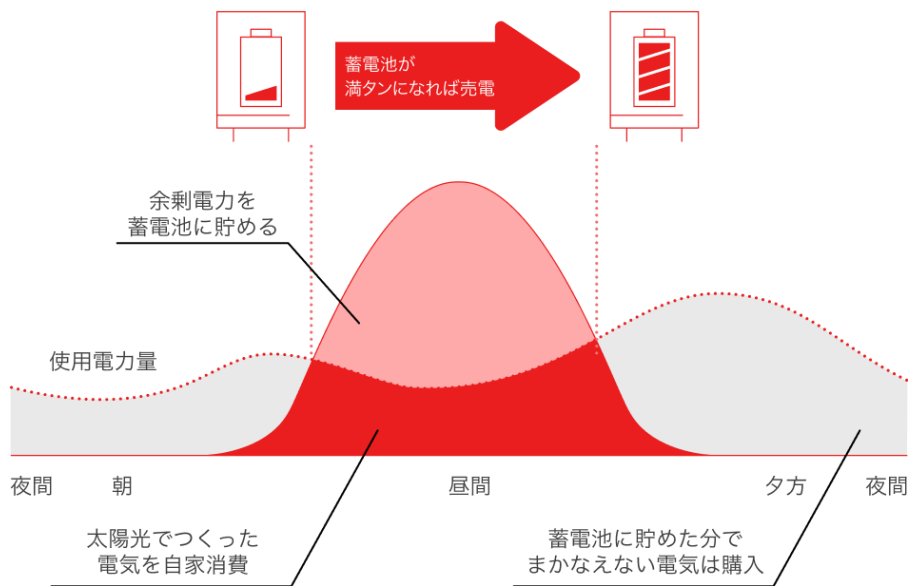
# 【参考】一般消費者が行う電気の需要の最適化に資するサービスについて（改正箇所①）

- 一部の小売電気事業者は、太陽光発電システムや蓄電池等のリースサービスや再生可能エネルギーによる日中の余剰電力を有効活用するエコキュートの導入支援等を提供。

※電気の需要の最適化に資するサービスとは、小売電気事業者が、自社のホームページ等でサービスを公表し、かつ、当該サービスを提供している場合が対象。単に、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する技術・機器の機能やリース等の方法に関する説明を情報提供するものは該当しない。

## ■東京電力エナジーパートナー：太陽光発電システム導入支援

需要家が定額料金を毎月支払うことで、初期費用ゼロで太陽光発電システムや蓄電池等を導入できるサービス。機器は、利用期間終了後、無償譲渡される。太陽光発電システム単体、または蓄電池やおひさまエコキュートとのセットでの導入のいずれも可能。

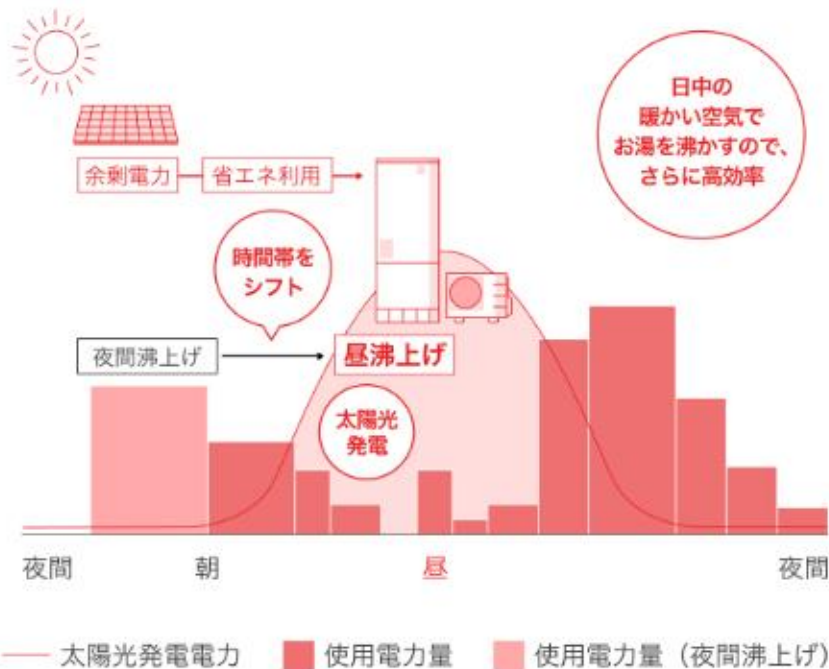


(出典：東京電力エナジーパートナーHP)

<https://www.tepco.co.jp/ep/kurashi/denka/equipment/#section2>

## ■東京電力エナジーパートナー：おひさまエコキュート

おひさまエコキュートは、夜間よりも暖かい日中の「空気の熱」と「太陽光発電による電気」を両方利用する給湯機。日中の再生エネの余剰電力を有効利用し、電気需要の最適化に貢献することが可能。



(出典：東京電力エナジーパートナーHP)

<https://www.tepco.co.jp/ep/kurashi/denka/equipment/ohisama/>

### 3-3. 評価項目及び配点（小売電気事業者）の改正案（改正箇所①）

合計：145点満点

提供方法 提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の 高まるタイミングで のプッシュ型の情報 提供	追加項目2. 顧客属性を基にし た情報提供方法 の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲 覧率を高める工夫  追加項目4. 提供する情報の閲 覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の 前年同月値	基礎点【90点】  ○提供の有無： 15点×5項目 =75点  ○集約性：15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別 消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用法の工夫 による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と 助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情 報	加点【20点】 ○提供の有無： 4点×4項目 = 16点 ○集約性： 1点×4項目 = 4点	加点【10点】 ○実施の有無： 5点×2項目 = 10点  ※各内容ごとに1つでも 実施していれば5点	加点【15点】 ○工夫の有無： 10点  ○閲覧率の 測定：5点	加点【5点】 ○実施の有無：5点		
	追加項目2. 供給する電気の電源構成に関する情報						
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかに エネルギー消費量を見える化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適 化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合 理化に関して一般消費者の行動変容を促す 情報等、エネルギー供給事業者の創意により 実施する一般消費者が行うエネルギーの使 用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、 イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネの目標の設定 5. その他	加点【5点】 ○提供の有無：5点					

### 3-4. 評価項目及び配点（都市ガス及びLPガス小売事業者）の改正案（改正箇所①）

- 都市ガス及びLPガス小売事業者について、一般消費者に対する非化石エネルギーへの転換の取組として、水素等へのエネルギーの転換等が考えられるが、現在、非化石エネルギーに該当する料金メニューを提供している事業者はならず、非化石エネルギーへの転換の行動変容を促すことは困難。
- このため、都市ガス及びLPガス小売事業者については、追加項目1.「非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を「対象外」とし、技術開発動向等を踏まえて今後検討することとする。

合計：130点満点

提供内容		基礎点 (指針で規定)		加点			
		提供有無	指針3. 集約性	追加項目1. 省エネ意識の高まるタイミングでのプッシュ型の情報提供	追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫	追加項目3. 提供する情報の閲覧率を高める工夫  追加項目4. 提供する情報の閲覧率の測定	追加項目5.その他提供方法に関する創意工夫 ※以下のいずれかを実施 1. 多様な情報発信ツールの活用 2. 情報の見せ方の工夫 3. 顧客ニーズの集計・反映 4. 経済的インセンティブ付与 5. その他
基礎点 (指針で規定)	指針1.(1)毎月の消費量の前年同月値	<b>基礎点【90点】</b> ○提供の有無：15点×5項目 = 75点 ○集約性：15点					
	指針1.(2)過去一年間の月別消費量及び料金						
	指針1.(3)機器の使用法の工夫による削減量及び削減額						
	指針1.(4)省エネ設備の性能と助成制度						
	指針2. 類似世帯比較						
加点	追加項目1. 非化石エネルギーに資する情報 <b>対象外</b>	<b>加点【5点】</b> ○提供の有無：4点×1項目 = 4点 ○集約性：1点×1項目 = 1点		<b>加点【10点】</b> ○実施の有無：5点×2項目 = 10点  ※各内容ごとに1つでも実施していれば5点		<b>加点【15点】</b> ○工夫の有無：10点  ○閲覧率の測定：5点	
	追加項目2. 供給する電気・ガス・熱供給に関する情報 <b>対象外</b>						
	追加項目3. 時間毎にきめ細やかにエネルギー消費量を見える化した情報						
	追加項目4. 一般消費者が <b>対象外</b> 需要の最適化に資する情報						
	指針1.(5) その他、エネルギーの使用の合理化に関して一般消費者の行動変容を促す情報等、エネルギー供給事業者の創意により実施する一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化に資する情報の提供 ※以下のいずれかを実施 1. エネルギー料金・使用量の予測サービス 2. 省エネ・環境に関する教育機会の提供や、イベントの開催 3. CO2排出量の見える化 4. 家庭ごとの省エネ目標の設定 5. その他	<b>加点【5点】</b> ○提供の有無：5点				<b>加点【5点】</b> ○実施の有無：5点	

### 3-5. 評価方法（ランク水準）（改正箇所①）

- 小売電気事業者の評価項目の追加に伴い、満点が145点に変更。
- 各ランク水準の得点率については変更なし。

2022年度	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点：50点 ■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満 ★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満



変更後	
配点	ランク水準（得点率）
■小売電気事業者 基礎点：90点 加点：55点 ■都市ガス小売事業者、LPガス小売事業者 基礎点：90点 加点：40点	★★★★★：90%以上 ★★★★：70%以上90%未満 ★★★：50%以上70%未満 ★★：30%以上50%未満 ★：10%以上30%未満

## 3-6. 様式の改正（改正箇所②）

- 「非化石エネルギーへの転換に資する情報」及び「一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報」について、複数の取組について記入可能とする。
- 上記の項目において、複数の取組を回答している場合、その取組のいずれか1つでも集約されていれば、「情報の集約性」について加点することとしたい。

### ■ 非化石エネルギーへの転換に資する情報

### ■ 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報

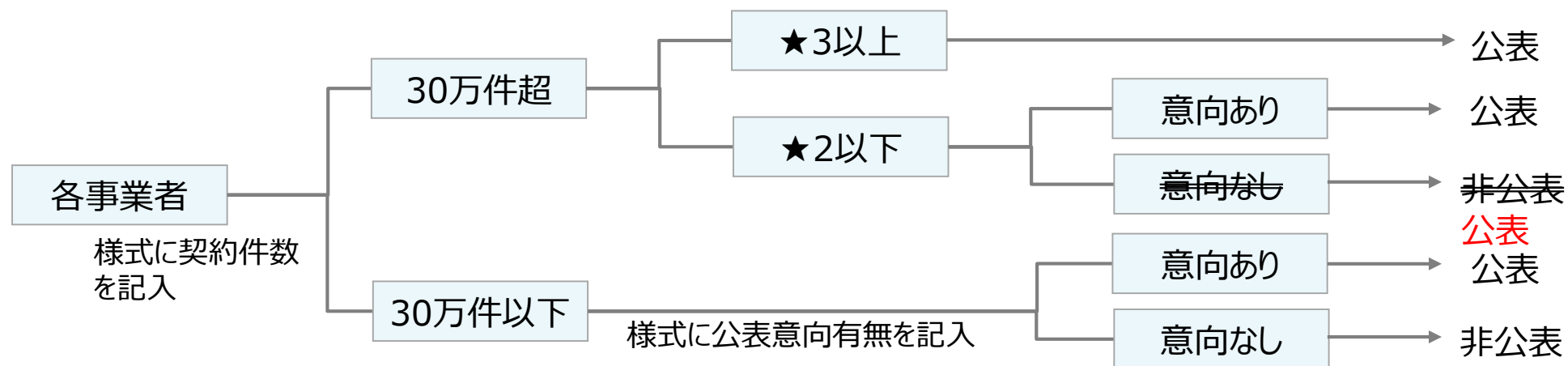
	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。	
	②提供取組	1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供 2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援 3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。	
追加項目1. 非化石エネルギーへの転換に資する情報※小売電気事業者のみ回答すること。	③提供内容	<b>具体的な取組内容を記載</b>	②にて「1. 再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	④提供内容		②にて「2. 非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	⑤提供内容		②にて「3. その他、非化石エネルギーへの転換に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	⑥情報の集約状況		1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑦実施内容			⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

	①提供状況	1. 提供している 2. 提供していない	該当する選択肢を選択。	
	②提供取組	1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供 2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援 3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供 4. 上記1、2を実施 5. 上記1、3を実施 6. 上記2、3を実施 7. 上記1、2、3を実施	該当する選択肢を選択。	
追加項目4. 一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報※小売電気事業者のみ回答すること。	③提供内容	<b>具体的な取組内容を記載</b>	②にて「1. 電気の需要の最適化に資する料金メニューや節電プログラムの提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	④提供内容		②にて「2. 蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	⑤提供内容		②にて「3. その他、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報の提供」を実施している場合、提供している情報の具体的な内容及び情報提供の内容が分かるウェブページのURLを記入。	
	⑧情報の集約状況		1. 実施している 2. 実施していない	該当する選択肢を選択。
	⑨実施内容			⑥にて「1. 実施している」を選択した場合、具体的な集約の内容及び内容が分かるウェブページのURLを記入。

### 3-7. 評価結果の公表（改正箇所③）

- 2022年度の本格運用における結果の公表について「契約件数が30 万件超かつ★3以上獲得した事業者は評価結果を公表」とし、**「契約件数30万件超の★2以下獲得事業者」については事業者の意向を確認する運用。**
- これに対して、今年度の本格運用では、**「契約件数30万件超の全事業者が本制度の様式を提出していることから、本制度が周知されているものと判断できるため、契約件数が30万件超の事業者については、★2以下であっても原則公表」**するような運用としてはどうか。
- なお、契約件数30万件以下の事業者については、引き続き公表意向を確認することとしたい。

#### ➤ 評価結果の公表に係る運用方針案





### 3-8. ベストプラクティスの選定（改正箇所④）

- 評価制度において最高位（★5）を獲得した事業者に対して、新たな省エネ情報提供の取組を検討するインセンティブを与え、また他の事業者への取組の拡大が期待されることから、省エネコミュニケーション・ランキング制度の様式における回答内容を元に、優れた取組みをガイドラインにおいてベストプラクティスとして紹介することとしている。
- 昨年度の評価委員会における議論を踏まえ、選定基準は以下のとおり。
  - ・波及性：事業者規模が大きく影響せず、多くの事業者が取り組めるものか
  - ・先進性：今までにない取組であるか（同様の取組を実施している事業者がいないか）
  - ・省エネ性：取組により、消費者の省エネ行動が誘発されるか（消費者ニーズに合致しているか、取組の実施による省エネ結果が公表されているか、等）
- また、具体的な選定プロセスは以下のとおりとした。
  - ・事務局にて上記3つの観点で3段階評価を実施（◎・○・△）。
  - ・◎が1つ以上又は全ての項目が○の取組をベストプラクティスとして選定。
- ベストプラクティスをガイドラインに記載するにあたっては、当該取組を実施する事業者へ掲載許諾を得るなど、別途調整を行う。
- なお、ベストプラクティスはガイドラインの「別紙」の位置づけで事務局が作成・公表することとし、内容の更新について、エネルギー小売事業者の省エネガイドライン検討会へ必要に応じ報告を行うこととする。

### 3-9. ベストプラクティスの候補案（改正箇所④）

- 事務局にて選定した候補案は下表に示すとおり。

分類	事業者名	取組内容	波及性	先進性	省エネ性
内容	1 auエネルギー&ライフ	顧客の日々の電気の使い方と天気予報（最高・最低気温）から、当月の電気料金を予測して提供。	△	◎	○
	2 北海道ガス	電気料金の変化について推測される理由を提示。	○	◎	○
	3 シンエナジー	100点満点の点数での節電量の表示。	○	○	○
方法	4 北海道ガス	省エネのコツを顧客属性に合わせて表示。	○	○	○
	5 SBパワー	節電量と、それに伴う節電金額、CO2削減量を表示。また、DRに関する情報（還元額、対象期間等）、参加申込み及びその結果をアプリ上で表示。	○	○	○
	6 東邦ガス	DRに関する情報（還元額、対象期間など）、参加申込み及びその結果、参加のための具体的な節電方法をアプリ上でシンプルな形で表示。	○	○	○
	7 北海道ガス	顧客ニーズを反映するため、各ページにおよび省エネレポートメールに対して、顧客が満足度評価をフィードバックできるシステムを導入。	◎	○	△

## 【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

### 1. auエネルギー & ライフ 「顧客の過去データと天気予報をもとにした電気料金の予測」

- 類型：エネルギー料金・使用量予測サービス
- 取組内容：顧客属性と天気予報を踏まえた、精緻な電気料金の予測を実施。
- 選定事由：  
顧客属性のみならず、天気予報も踏まえて電気料金の予測を精緻に実施。消費削減へのインセンティブとなるよう、情報提供を行っている点が先進的。



# 【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 2. 北海道ガス「エネルギー（電気・ガス）料金の変化の理由の提示」

- 類型：エネルギー料金・使用量予測サービス
- 取組内容：エネルギー料金の比較だけでなく、推測される料金の変化の理由について情報提供。
- 選定事由：  
電気料金の比較だけでなく、推測される料金変化の理由の記述も併記することで、顧客が自身の電力消費について理解を深める手助けをしている。



# 【参考】提供内容に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 3. シンエナジー 「類似家庭と比べた消費電力実績のスコア化」

- 類型：類似世帯比較に関する情報提供
- 取組内容：消費電力実績を、類似家庭の一般的な消費電力量と比較してスコア化して情報提供。
- 選定事由：  
類似家庭の一般的な消費電力量との比較に基づき、消費電力実績を一目で理解できるような形で100点満点のスコアで表示した「ECOスコア」を算出・提供することで、省エネ行動を促している。



# 【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 4. 北海道ガス「顧客属性を踏まえた省エネのコツの提示」

- 類型：顧客属性を基にした追加的な情報提供
- 取組内容：顧客属性を踏まえた適切な省エネのコツについて情報提供。
- 選定事由：  
電力使用量の大きい用途について、省エネのコツや節電金額の目安を情報提供し、省エネを促している。また、取組の実施状況の記録やお気に入りのコツの保存も可能。

追加項目2. 顧客属性を基にした情報提供方法の工夫

TagTagトップページ⇒「ご家庭のエネルギー分析」で提供

ご家庭のエネルギー分析

アンサーにはお答えいたさないことで、エネルギーの使用用途を「見える化」します。

年間ご使用量の内訳

お客様の使用量の内訳で最も多いのは、暖房、給湯、照明のようです。

ご使用量の上位

用途	割合
暖房	48%
給湯	24%
照明	8%

エネルギー使用量を減らすコツ

上位3用途に対して省エネのコツを表示

シャワーは不必要に流したままにしない

シャワーおおよそ17分程度で浴槽1杯分のお湯を使うことになるといわれています。シャワーをごまめに止めるながら使用する習慣をつけることは省エネに効果的です。

年間最大2,500円の節約

このコツに関する詳細

給湯に繋がるすべてのコツ

4位以下の順位も表示

カテゴリ	割合
1 家電製品の使用	6%
2 調理器具	4%
3 冷房	1%
4 その他の使用	9%

お客様に合わせたエネルギーの内訳をご覧ください。

これらのエネルギーの内訳は、メーターのデータと過去の使用パターンに基づいています。お客様によって選んだ内訳をご覧になるために、お客様に関する質問にいくつかお答えください。

アンケートに回答

# 【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 4. 北海道ガス「顧客属性を踏まえた省エネのコツの提示」

- 類型：顧客属性を基にした追加的な情報提供
- 取組内容：顧客属性を踏まえた適切な省エネのコツについて情報提供。
- 選定事由：  
電力使用量の大きい用途について、省エネのコツや節電金額の目安を情報提供し、省エネを促している。また、取組の実施状況の記録やお気に入りのコツの保存も可能。

指針1.(3) エネルギーを消費する機械器具の使用法の工夫によるエネルギーの使用量の削減量及び使用料金の削減額の目安等

TagTagトップページ⇒「省エネのコツ」で確認可能（ガス・電気）※web、メールで情報提供

ガス・電気

顧客属性に合わせた省エネのコツを表示

「実践済み」の印をつけられる

節約金額目安

お気に入りのコツを保存できる

省エネのコツ

お客様のエネルギー使用状況から、省エネにつながるヒントをご提案いたします。

今シーズンのコツ、トップ2

窓とドアまわりのすき間をふさぐ  
年間最大6,000円の節約

夏のエアコン設定温度は28℃を目安に  
年間最大1,000円の節約

お客さまに最もよくあてはまるガイド

夏の間に料金が肉詰にならないようにするには  
コツ6件

お客さまに最適な省エネのコツ

コツ65件

お客さまに最適な省エネのコツをさらに表示しますか？ アンケートに答える

お金のからない省エネ術

9

# 【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 5. SBパワー「DRに関するタイムリーな情報提供」

- 類型：情報の閲覧状況・閲覧率を高める工夫
- 取組内容：DR結果を翌日には通知してその場でポイントを付与し、CO2削減量なども表示。
- 選定事由：  
節電効果および報酬を即日行うことで、節電努力に対する効果を感じ、ゲーム感覚でDRを楽しめるようになっていく点が先進的。

<節電チャレンジ (DR)>



実際の節電量やCO2削減量を表示

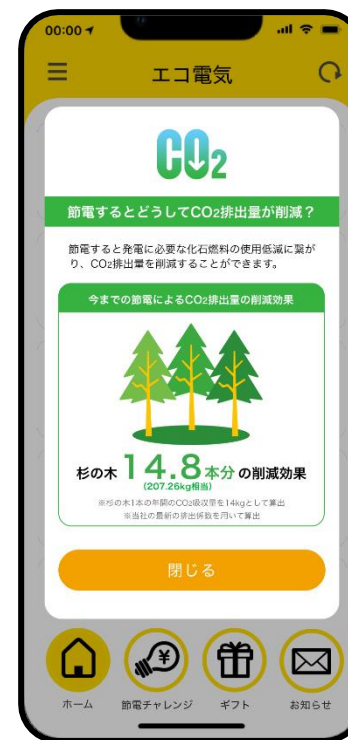
獲得したPayPayポイントを表示

需給の逼迫状況に応じて  
還元額を変えてDRを依頼

<節電成功時の表示>



<CO2削減量の表示>





# 【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 6. 東邦ガス「DRにおける節電方法及びDR結果に関する情報提供」

- 類型：DRに関する情報提供
- 取組内容：DRに関する情報をシンプルな内容で提供。
- 選定事由：  
DRに関する情報（募集期間や還元額）および参加申込方法、その結果をシンプルな内容で表示。  
また、DR参加のための具体的な節電方法を「節電チャレンジ」として表示することで、参加しやすくなっている。



# 【参考】提供方法に関する創意工夫：ベストプラクティス選定事由

## 7. 北海道ガス「フィードバックシステムの導入」

- 類型：顧客ニーズの集計・反映
- 取組内容：顧客が提供情報に関する満足度をフィードバックできるシステムを導入
- 選定事由：  
Webコンテンツ及び省エネレポートメールに対して、顧客が満足度をフィードバックできるシステムを導入し、顧客ニーズを反映したコンテンツの作成につなげている。

### Webコンテンツ

「過去の料金との比較（下図）」「電気使用量予測」「ご家庭のエネルギー分析」



### 電気省エネレポートメール



## 【参考】海外事例① 提供内容に関する創意工夫

Octopus Energy（英国）「Agile Octopus（ダイナミックプライシング料金メニュー）」

- 類型：非化石エネルギーへの転換に資する情報
- 取組内容：30分単位の電力卸市場の価格と連動した料金メニュー。また、再生可能エネルギーによる発電量の増加によって、供給量が電力需要を上回り、電力卸市場の価格がマイナスになる時間帯をメール等で需要家に通知し、需要家は当該時間帯に電力を使用することで、報酬を受け取ることが可能。これにより、電力システム全体として再生可能エネルギー由来の電力の使用を増加させることが可能。更に電力価格には上限値が設定されており、市場価格が高騰しても契約者は電力料金を抑制することが可能。

➤ 電力単価が低下する時間帯の通知イメージ



投影のみ

## 【参考】海外事例② 提供内容に関する創意工夫

Southern California Edison (SCE) 「Smart Energy Program (ディマンドリスポンスプログラム)」

- 類型：一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報
- 取組内容：年間を通じて実施されるデマンドレスポンス (DR) プログラム。需要家はSmart thermostat (スマート温度自動調節器) を空調機に設置し、SCEは電力需給逼迫時 (DRイベント) に遠隔で空調機の運転を制御。契約者はプログラム参加時に\$75の報酬を受け取り、さらにDRイベントに協力することで年間で最大\$40を受け取ることが可能。なお、需要家は電力の使用状況に応じて、DRイベントへの参加をいつでも拒否することができる。

➤ デマンドリスポンスプログラムの流れ

### 投影のみ

1. 電力需要が増加。
2. 電力需要を低下させるため、DRイベントを発動。
3. 需要家は電力需要を低下するよう、SCEから通知を受領。またはSCEが機器を制御。
4. 需要家はDRへの協力に対して報酬を受け取り。

## 【参考】米国におけるエネルギー事業者の比較制度

- ACEEE（米国エネルギー効率経済評議会）による米国の**主要電力会社を対象とした省エネ取組の評価レポート**。全国の**電力会社が現状の取組を評価・改善し、省エネによる多くのメリットを継続的に実現できるよう支援**することを目的として実施。
- 2020年のレポートでは米国における**配電・小売を垂直統合的に実施する事業者**のうち、小売販売電力量の上位52社の電力会社（2018年の電力販売量の54%、31州をカバー）が対象。

### ➤ Utility Energy Efficiency Scorecardの評価指標・配点

評価指標	最大得点
カテゴリ1：省エネプログラムの実績	26
販売量に対するエネルギー削減量の割合（％）	8
収益に対する総省エネ投資額の割合（％）	7
ピーク需要に対する省エネによる需要削減率（％）	4
年間販売量に対するライフタイム削減量の割合（％）	3.5
2018年の省エネ目標値(MWh)に対する達成率（％）	2
家庭用顧客のうち省エネ改修を実施した割合（％）	1.5
ポートフォリオ全体の費用対効果	N/A
カテゴリ2：提案するプログラムの包括性	12.5
住宅、業務、産業用の省エネ対策の包括性	4
実証事業など最先端の省エネ対策・プログラムの実施	3
低所得家庭向けの対策実施	3
EVの導入促進補助、オフピーク充電の促進	2.5
カテゴリ3：実現方法	11.5
スマートメーター導入率（％）	1
他世帯比較サービス、電力データ連携機能の有無	1
年間販売量に対するエネルギー削減目標値（％）	2.5
家庭用料金メニューにおける基本料金の低さ	1
家庭用顧客向けのデマンド料金の有無	N/A
家庭用顧客向けの時間帯別料金の提供	1
デカップリングと成果報酬の有無	2
独立した第三者による省エネ量の評価・計測・検証の実施	2
統合資源計画への省エネの組み込み	1
合計	50

- 赤枠で示す評価指標は電気需要の最適化に資するもの。
- これらのうち、下記の2指標は現行の省エネコミュニケーション・ランキング制度の評価項目に含まれていない。
  - ✓ ピーク需要に対する省エネによる需要削減率（％）
  - ✓ スマートメーター導入率（％）

（出典：株式会社 住環境計画研究所作成資料に事務局が一部加筆）  
※原典は下記。

American Council for an Energy-Efficient Economy. 2020 Utility Energy Efficiency Scorecard. (February 2020)  
<https://www.aceee.org/research-report/u2004>

（注）N/Aは評価項目としたが、検討の結果最終的に得点が設定されなかった項目

1. 背景

2. 指針の改正案

3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案

4. ガイドラインの見直し

5. 今後の検討課題／スケジュール

## 4-1. ガイドラインの見直し

- 省エネ法の改正とそれに伴う指針の改正、また省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正を踏まえ、ガイドラインを以下のとおり、改正してはどうか。
  - ✓ 指針の項目の追加及び変更を反映
  - ✓ 「電気需要平準化」に関する記載を省エネ法の改正を踏まえて「電気需要最適化」に改正
  - ✓ 省エネコミュニケーション・ランキング制度について「加点部分の評価項目が求める情報提供の取組例」を記載した表を改正
  - ✓ その他、省エネ法の改正を踏まえた改正を実施
- ガイドラインの具体的な修正内容については、「資料3 エネルギー小売事業者の省エネガイドライン（改訂案）」を参照。

## 【参考】ガイドラインへの追加：非化石エネルギーへの転換に資する情報

- 指針の第4項において新たに、非化石エネルギーへの転換に資する情報を提供しよう努めることを規定したことを踏まえ、ガイドラインに説明を追加。
- 非化石エネルギーへの転換に資する情報とは、以下の内容が該当。
- 追加項目1 関連：再生可能エネルギーや非化石証書の使用によって環境価値を有するエネルギー料金メニューの提供、太陽光発電設備のリース等の非化石エネルギーへの転換に資する機器導入の支援など
- 追加項目2 関連：電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報

- 販売する電気の電源構成や非化石証書の使用状況に関する情報のイメージ

### 当社の電源構成・非化石証書使用状況

令和〇年4月1日～令和〇年3月31日実績値  
(内側円：電源構成 外側円：非化石証書)



(※) この電気には、水力、火力、原子力、FIT電気、再生可能エネルギーなどが含まれます。

↑取引所で調達した電気の特性を明示

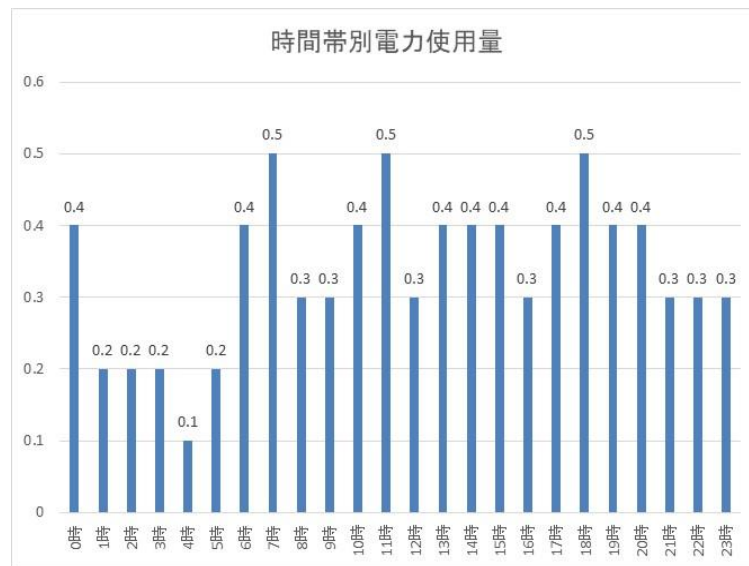
当社は水力電源を20%以上とする20%再エネメニューを一部のお客様に対して販売しており、それ以外のメニューの電源構成及び非化石証書使用状況は上記のとおりです。



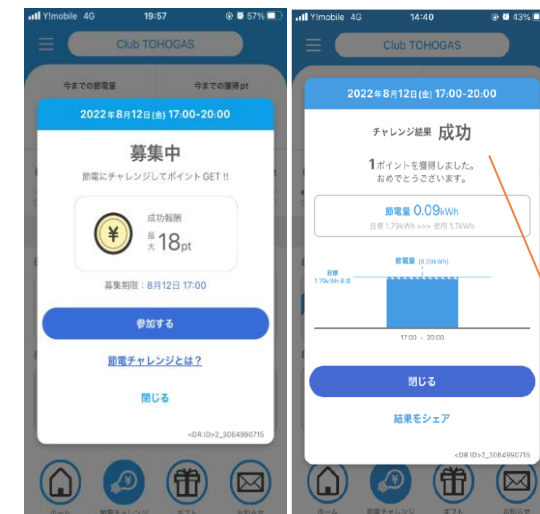
## 【参考】ガイドラインへの追加：電気の需要の最適化に資する情報

- 指針の第5項において新たに、小売電気事業者に、**可能な範囲内で、一般消費者が行う電気の需要の最適化に資する情報を提供しよう努めることを規定**したことを踏まえ、ガイドラインに説明を追加。
- 電気の需要の最適化に資する情報とは、以下の内容が該当。
  - 追加項目3 関連：**時間ごとの電気使用量の推移に関する情報**
  - 追加項目4 関連：**デマンドレスポンス料金メニューや節電プログラムの提供、蓄電池等の電気の需要の最適化に資する機器導入の支援、電力需給の状況に関する情報**など

➢ 時間ごとの電気使用量の推移に関する情報のイメージ



➢ 節電プログラムに関する情報のイメージ



(出典：東邦ガス提出資料)

1. 背景

2. 指針の改正案

3. 省エネコミュニケーション・ランキング制度の運用の改正案

4. ガイドラインの見直し

5. 今後の検討課題／スケジュール

## 5 - 1. 今後の検討課題

- 評価結果の個社フィードバックについて
  - ✓ 本年度は全事業者に対して、評価ランク（★数）及び得点、得点率をフィードバック
- ⇒ ヒアリング等により関係者の意見を聞き、フィードバックする内容やフィードバックのタイミング（評価の公表前／公表後 等）の検討を実施。
- 本制度の名称とロゴの変更について
  - ✓ 一般消費者にとって、何を評価している制度なのかわかりにくい
  - ✓ 省エネ法等の改正に伴い、省エネ以外に、非化石転換、電気需要最適化についても言及
  - ✓ 事業者が利用しやすいロゴになっていない
- ⇒ 今後、本制度の名称及びロゴについて、他の制度を参考にしながら見直しの検討を実施。  
(どのようなキーワード（省エネ、評価 等）を入れると、わかりやすいか等)

### ➤ 現在の省エネコミュニケーション・ランキング制度のロゴ



## 5-2. 今後のスケジュール

- 2023年春頃 : 指針、ガイドライン、様式等の改正作業、改正案のパブコメ等
- 2023年春～夏頃 : 改正指針、ガイドライン、様式等の公布・施行
- 2023年夏頃 : 新様式による運用開始

